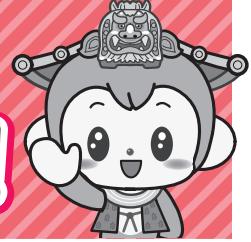




何かあってからでは遅い！



命を守るために3つの補助制度！

1 倒壊してからでは遅い！ 今から空き家対策を始めましょう！

町では令和2年から空き家等の安全対策として、老朽危険空家等の除却支援制度を創設しましたので、この機会に所有する空き家の解体をご検討ください。

思わぬ責任を負ってしまうかも！？

あなたの所有する（または家族が所有する）空き家が、自然災害等で倒壊し、その破片等が人にあたり怪我をしてしまったら、空き家所有者に損害賠償責任が生じる可能性があります。空き家所有者の方には、空き家を適正に管理する義務があります。



そうなる前に…

あなたの空き家を見直してみませんか？あなたの空き家が老朽危険空家と判断された場合、補助金制度を利用できるかもしれません。まずはお気軽にご連絡ください！

■制度が利用できる方

- ・町内で自己の所有する空き家等を除却する方（国地方公共団体又はこれらの準ずる団体を除く）。
- ・所有者が死亡している場合は、その相続人全員から同意を得た方。

■助成対象工事の要件

- ・樹木やその他建築物を含む敷地内のものを除却し、更地にすること。
- ・宅地建物取引業者等がその業の目的のために行うものでないこと。
- ・岐阜県知事の登録を受けた業者が工事を行うこと。
- ・他の補助金の交付がされていないこと。

■助成金額

撤去工事費用（廃材の処分費や運搬費を含む）に3分の1を乗じた額（1,000円未満は切り捨て）。

上限 300,000円



除却前



除却後

※まずはお気軽にご相談ください。申請件数が予算枠に達した場合は、受付終了となりますのでご了承ください。

2 木造住宅無料耐震診断、木造住宅耐震補強工事と 木造住宅除却工事の費用の補助

町内の建築物の耐震化を促進するために、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対し、無料耐震診断、診断後の耐震補強工事と除却工事の費用の一部補助を行っています。交付件数には限りがあります。ご希望される方はお早めにご相談ください。申請の受付は令和5年12月中旬までを予定しています。

◆木造住宅耐震診断(無料)

◆木造住宅耐震補強工事、木造住宅除却工事(一部補助)

事業内容	木造住宅耐震補強工事	木造住宅除却工事
補助対象経費(最大)	120万円	364.4万円
補助限度額	101.1万円(簡単耐震補強工事については84万円) (補助率7/10)	83.8万円 (補助率2.3/10)



※補助限度額は対象事業によって補助金額が異なります。詳しくは産業建設課までお問い合わせください。

3 危険なブロック塀の除却の一部費用を補助

町ではブロック塀の安全対策として撤去補助金を設けています。※撤去前のブロック塀が対象です。

■対策は災害がきたらもう遅い!

過去の大地震ではブロック塀の倒壊により、多数の死者が出ています。

正しく施工されていないブロック塀や、老朽化したブロック塀は災害時に避難路の妨げになる可能性があります。大きな被害が出てしまう前に適切な管理が必要です。

■補助金の対象となる方

○これからブロック塀の撤去を始めるもの

ブロック塀が道路に面しており、かつ、道路に面する高さが1.0メートル以上のブロック塀

○道路に面したブロック塀を全て撤去すること

○撤去後、再びブロック塀を設置しないこと



※申請後に工事前の現場審査をさせていただきます。

■補助金額

次の①～②のどちらか低い金額の2分の1から1,000円未満切り捨て(上限:300,000円)

①撤去するブロック塀の面積に7,000円/m²を乗じた額 ②撤去工事費用(工事費の上限300,000円)

まずはご自身でチェックを入れてみましょう。ひとつでも不適合がある場合は専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか 塀の高さは2.2m以下(ブロック10段程度)
- 2. 塀の厚さは十分か 塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控壁はありますか 塀の長さ3.4m以下ごとに控壁(ひかえかべ)はありますか?
(塀の高さが1.2m以下の場合は控壁がなくてもよい)
- 4. 塀に異変はないか ひび割れや傾きなど不具合はないか

※まずはお気軽にご連絡ご相談ください。申請件数が予算枠に達した場合は、受付終了となりますのでご了承ください。

●本件に関するお問い合わせ・申し込み先：産業建設課 ☎ 66-2408